

# まちとしよ

～大石田町立図書館 information～

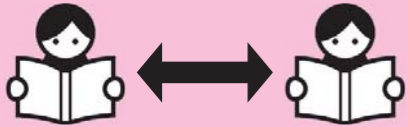


“みんなでのりきろう”

☎ 電話 35-3877 ✉ E-mail tosho@town.oishida.yamagata.jp  
 公式HP <http://niji.town.oishida.yamagata.jp/library/>

■開館時間 午前9時～午後7時(日曜日・祝日は午前9時～午後5時)  
 ■休館日 毎週木曜日(祝日の場合翌日) 《4月の休館日》1日(木)・8日(木)・15日(木)・22日(木)・30日(金)

ソーシャルディスタンス



マスク着用



マイバック持参



※ ご協力をお願いいたします。感染拡大の状況により変更する場合がありますので、最新の開館・サービス状況については図書館公式ホームページをご覧ください。



●春休み特別企画●

## 対象別おすすめ本セット貸出

春休みにぜひ  
お子さん・お孫さんと  
おいてください！

春休み期間中、対象別のセット貸出を行っています。長期休みにぜひ色々な本に挑戦してみてください。

- ◆内容／「0歳～」「3歳～」「5歳～」「小学校低学年」「小学校中学年」「小学校高学年」「中学生」各種セット
  - ◆場所／大石田町立図書館入口付近展示コーナー ◆期間／4月中旬まで展示予定
- ※借りる際は、利用者カードが必要です。小学生以下の方は、利用者登録申込書に保護者氏名の記入をお願いいたします。(中学生以上の方は、図書館カウンターで身分証明書(免許証・保険証等)の提示をお願いします。)



## 今月は、どの本を読む？

～春！新生活シーズンに読みたい本～

入学や就職、異動・転勤などで新生活が始まったり、新しく何かを始めたりする春の季節におすすめの本を紹介。



『乗った船』  
(瀧羽 麻子著、光文社刊)

雄平は、機械工学を専攻し、大学院を卒業したのに、北斗造船の営業部に配属され、次は人事部に。戸惑う雄平だが…。「海に出る」はじめて、明日、働く元気がもらえる、全7編の連作短編集。



『園芸はじめました』  
超初心者の“庭作り”イラストエッセイ  
(あらいのりこ著、主婦の友社刊)

はじめて木や草花を育てることに向合ったイラストレーターが、土作りから水やり、鉢選び、虫との戦いまで、庭作りの日々を綴ったイラストエッセイ。

『中高生の大満足弁当300決定版！』  
(上島亜紀著、ナツメ社刊)

中高生だからこそ、しっかり食べたいお弁当。男子が喜ぶボリューム満点かつり弁当から、女子が喜ぶヘルシー弁当まで、育ち盛りが喜ぶこと間違いなしのレシピが盛り沢山。作りおきや朝ラクおかずも紹介。



『えらいこっちゃんのいちねんせい』  
(かさいまり文、アリス館刊)

小学校って「えらいこっちゃん」がいっぱい！やることも時間も決まっていたり、授業中にトイレに行きたくてもガマンしたり、学校内で迷子になったり…。初めて小学校に行く子どものがんばりを描いた絵本。



※すべて町立図書館蔵書

# 60歳未満の農家の皆さん！ 農業者年金に加入しましょう

## ★農業者年金のメリット★

### 少子高齢化にも強い年金

自分が納めた保険料とその運用益で将来受け取れる年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」年金です。加入者・受給者数で左右されにくいのが特徴です。

### 保険料の額が自由に決められる

月額2万円から6万7千円までの間で千円単位で保険料の額を決められます。また、経営状況や生涯設計に応じていつでも見直し可能です。

### 終身年金で80歳までの保証付き

農業者老齢年金は、65歳から受給開始で生涯受け取れるだけでなく、希望すれば60歳まで繰り上げ受給も選べます！

仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずだった老齢年金(現在価値相当額)額が死亡一時金として遺族に支給されます。

また、支払った保険料全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税となります。ほかにも、基金が運用して得られる運用益および将来受け取る農業者年金(老齢年金および特例付加年金)は公的年金等控除の対象となるため、65歳以上の方の公的年金などの合計額120万円までは非課税となります。

### 一定条件を満たせば保険料の国庫補助が受けられます

認定農業者で青色申告をしている方や、その方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者で一定の条件を満たした方は、保険料の国庫補助(月額最高1万円)が受けられます。

※以下の3つの要件を満たしている方は保険料の国庫補助を受けることができます。

- ①60歳までに保険料納付期間が20年以上見込まれること。
- ②必要経費などを控除したあとの農業所得(配偶者・後継者の場合は支払いを受けた給料等)が900万円以下であること。
- ③次の表の必要な要件に該当すること。

※国庫補助額を年金として受け取るには、農地等の経営継承が必要です。

区分	要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
2	認定新規就農者で青色申告者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
4	認定農業者または青色申告者で3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円(3割)	4,000円(2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以上)に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円(3割)	—

■お問い合わせ先／大石田町農業委員会事務局(役場産業振興課内) ☎35-2111【内線151】

